

原発60年超で対応案

規制委 30年以降10年ごとに劣化評価

原子力規制委員会は2日、期間の延長を含む原発推進

の定例会で、最長60年とさ

れている原発の運転期間が

延長された場合に対応した

安全規制の変更案について

検討を開始しました。東京

電力福島第一原発事故を踏

まえたルールがなくなるこ

とで、老朽原発を動かし続

けることになりかねませ

ん。

この問題をめぐり厚田文

雄首相が8月、原発の運転

期間の延長を含む原発推進

制法では、原発の運転期間

は運転開始から原則40年と

されており、規制委が最長

でさらに20年の延長を1回

だけ認められるとなってい

ます。

この日の検討状況の文書

では「運転期間に関する定

めが原子炉等規制法から他

法令に移される場合」も想

定しています。

今回の案では、運転期間

な認可基準は今後、規制委

で検討します。

始から30年を超える原発に

ついて事故前から義務づけ

られている「高経年化技術

評価」を統合します。技術

評価は、30年以降10年ごと

に長期施設管理方針の認可

が必要です。

統合案は、老朽原発に対

する劣化等を踏まえた規制

の起点を運転開始後30年と

し、10年を超えない時期ご

とに、劣化評価などの実施

を義務づけます。また、延

長期間の劣化を考慮した

「長期施設管理計画」の策

定が義務づけられ、規制委

の認可が必要です。具体的

な認可基準は今後、規制委

で検討します。

福島第一原発事故後に改

定された現在の原子炉等規

延長認可の制度と、運転開